- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は 仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

## イントラプレナー人材育成ワークショップ業務委託仕様書

## 1 委託業務名

イントラプレナー人材育成ワークショップ業務委託

### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日(金)

#### 3 目的

本県では、「渋沢栄一起業家サロン(仮称)」(以下、「サロン」という。)を設置し、「オープンイノベーションの創出・促進」「スタートアップの創出・成長支援」「イノベーションを担う人材の育成」を3本柱にイノベーション創出のための様々な取組を展開していく予定である。

本事業は3本柱のうち、「イノベーションを担う人材の育成」の一環として、主に県内中小企業で新規事業の立ち上げや新商品・新サービスの開発等に携わる方、第二創業を目指す方に、新規事業の進め方や実現可能性を高める方法等を学ぶワークショップを実施することにより、企業内でイノベーションを牽引する人材を育成することを目的とする。

## 4 業務内容

## (1)企画

ア内容

新規事業創出に向けた基礎的な知識やスキル等を習得するワークショップを、連続した内容で2回以上開催する。

※具体的な内容は、次の例を参考とすること。

- (例) a マインドの醸成
  - b アイディア発想方法
  - c 事業の進め方(対社内)
- ・ワークショップはグループワーク形式で実施し、参加企業間の交流の 機会も提供すること。
- 欠席者へのフォロー体制を整えること。
- ・サロン開設の告知を行い、開設後のサロンの活用を促すこと。
- ・多くの参加者が見込める魅力ある内容とすること。
- ・初心者にも理解しやすく、実践につながる内容とすること。
- ・必要に応じて、参加者からの個別相談にも対応すること。
- ・講師や登壇者の候補を挙げ、県と協議の上、選定すること。

## イ 対象者

主に県内中小企業において以下に該当する方

- ・新規事業、新商品・新サービス開発担当者(特に新任者)
- ・次期経営者、第二創業を目指す方
- ・新規事業開発に興味がある方 など

## ※想定参加者数

30人程度(上限を定めた上で1社につき複数名の参加を可とする)

ウ 開催方法及び回数

対面開催 連続した内容で2回以上

- エ 開催時期及び場所
  - (ア) 開催時期

10月中旬~11月下旬を想定

(イ) 場所

JR大宮駅、JRさいたま新都心駅、JR浦和駅周辺を想定

# (2)募集、広報、参加者管理

### ア 募集チラシの作成

- (ア) 形式と納品方法
  - A4版サイズで作成すること。
  - ・県が校了の判断を行うまで校正すること。
  - ・電子データ(編集可能な形式を含む)を県に納品すること。
  - ・印刷したチラシを6,000部以上用意し、県が指定した発送先に送付の上、発送記録を県に提出すること。

### (イ) 内容

・受託者がデザインやレイアウト等を提案すること。なお、ワークショップの内容やターゲットを明確にし、多数の応募を促すような分かりやすく、見やすいデザインとすること。

## イ 周知、広報

募集チラシや受託者の広報ツール等を活用し、受託者が持つネットワークや関係者等への周知方法について提案すること。

なお、企画提案の際に、受託者の広報ツール等がある場合には提案すること。

#### ウ 参加者受付・管理

- ・P C やスマートフォンで参加申込ができるよう、インターネットによる参加申込のフォーマットを用意し、参加申込の受付をすること。また、必要に応じて、電話やメール等での申し込みにも対応すること。
- 申し込みに関する問い合わせに対応すること。
- ・本事業に関する参加申込者への連絡、通知等を行うこと。
- ・参加申込者の個人情報については、関係者以外への漏洩等がないよう 適切に管理すること。また、本事業に関すること以外に、個人情報を 利用しないこと。
- ・参加者多数の場合は県と協議の上参加者を決定すること。

## (3) 運営

#### ア 事前調整

開催前に、当日の流れや役割分担等について、県の承認を得ること。その際、次第、進行シナリオ、出席予定者名簿、関係者役割分担表、配布資

料、会場投影資料、アンケートなど関係資料を用意すること。

## イ 参加費用

参加費用については、無料とすること。

## ウ 配布資料

配付資料は受託者が作成し、当日までに必要部数を用意すること。 参加者への事前課題がある場合は、受託者があらかじめ参加者へ配布 するものとする。

## エ 講師や登壇者等との調整、連絡、報償費の支払い等

講師や登壇者との調整や連絡、報酬費の支払いは、受託者が行うものとする。

# オ 会場、業務遂行に必要な備品、人員等の確保

会場や付属備品は、県と協議の上、本委託費の範囲内で決定し、予約、 支払い等は、受託者が行うこと。

また、会場設営、受付、司会、質疑応答対応、アンケート回収及び写真撮影等必要な業務を行うこと。

## カ アンケートの実施

- ・ワークショップ開催ごとにアンケートを実施し、満足度などを分析した 上で、業務の内容に反映させること。
- ・実施したアンケートは、受託者が回収、集計、分析を行い、速やかに県 に結果報告を行うこと。
- ・アンケートの内容は県と協議して決定すること。

## (4) 開催レポートの作成

ワークショップ開催ごとに、県HP等で公開するための開催レポートを作成し、電子データで県に提出すること。

開催レポートには、実施内容や当日の様子(写真)を記載すること。

## (5) 実施報告書

#### ア 内容と提出方法

実施報告書には、ワークショップの概要を記載するとともに、アンケート結果、参加者一覧等の必要書類を添付し、電子データで県に提出すること。

## イ 提出期限

令和7年3月28日(金)

#### 5 その他

## (1)業務運営体制

受託者は、業務を適切に実施できるよう、下記アからオに対応するための必要な人員を配置すること。また、本業務の実施において、県が追加の人員配置が必要と判断した場合には速やかに必要な措置を講ずること。

ア 本業務の運営管理及び県との連絡調整

イ 本業務で配置する業務従事者の指導及び支援

- ウ イベントの企画・運営
- エ 業務全体の進捗管理、報告
- オ その他本業務の運営上必要と認められる事項

## (2) スケジュール管理

ア 想定スケジュール

時期	内容
8月上旬~9月下旬	参加者募集
10月中旬~11月下旬	ワークショップ(2回以上)

- イ 契約後速やかに、業務の進行スケジュール表を作成し、県の承認を得る こと。
- ウ スケジュール表に基づき、業務の進捗状況を適宜、県に報告すること。 県への業務進捗状況の報告又は意見交換を主な内容とした打合せを、県 の求めに応じ開催すること。

なお、これらミーティング等の次第、議事録等は受託者が作成し、県に 提出すること。

## (3) 事業名称の提案

本事業の内容にふさわしい名称を提案し、県と協議の上、決定すること。

## 6 留意事項

(1) ワークショップにて使用する資料、募集チラシ及び実施報告書等の各種資料の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないこと。

委託業務により得られた成果品に係る著作権については、埼玉県に帰属するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。

- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果品における著作権その他知的財産権及 び肖像権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこ と。また、万一、何らかの権利に関する問題が生じた場合は、受託者の責任 において対処すること。
- (3) 受託者が故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うこととする。
- (4) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について、一切の責任を負うこと。
- (5) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びそのほか業務上必要な事項についての指導・教育を徹底すること。
- (6) 本委託業務の処理に関して事故や問題が発生したときは、速やかに、その 状況を県に報告すること。
- (7)受託者及び本業務に関わる者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (8) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講

じること。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

- (9) 受託者は関係法令等を十分遵守し、業務を遂行すること。また、本事業の履行にあたり、不正な行為をするなど、県の信用を失墜する行為をしないこと。
- (10)本業務に係る経費は、県が事前に指定したものを除き、原則として全て 本委託費から負担するものとする。
- (11)受託者は、本業務の全て又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせて はならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (12)本業務の実施における危機管理体制(緊急連絡先等)について、本業務 開始時に県へ報告すること。
- (13) 実施に当たっては、本業務委託仕様書に記載する事項について、県と十分に協議すること。
- (14)本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項 についても、適切に履行すること。
- (15)本業務を実施する上で、疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項や詳細については、別途協議の上定めることとし、県の指示及び承認を受けること。
- (16) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。